



平成 23 年 3 月 8 日

各 位

会 社 名 東 洋 紡 績 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 坂 元 龍 三  
(コード番号 3101 東証、大証 各第 1 部)  
問 合 せ 先 I R グ ル ー プ 長 竹 内 郁 夫  
( T E L 0 6 - 6 3 4 8 - 4 2 1 0 )

## 発行価格等の決定に関するお知らせ

平成 23 年 2 月 23 日開催の当社取締役会において決議いたしました海外募集による新株式発行に関し、発行価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 公募による新株式発行（海外募集）

1. 発行価格（注）1.	1 株につき	125 円
2. 発行価格の総額（注）2.		17,500,000,000 円
3. 払込金額（注）1.	1 株につき	119.84 円
4. 払込金額の総額（注）2.		16,777,600,000 円
5. 増加する資本金及び 資本準備金の額（注）2.	増加する資本金の額	8,388,800,000 円
	増加する資本準備金の額	8,388,800,000 円
6. 払込期日		平成 23 年 3 月 15 日

- (注) 1. 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。  
2. 海外引受会社が下記<ご参考> 2 (2) に記載の権利を全て行使した場合の数字です。

### <ご参考>

#### 1. 発行価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 23 年 3 月 8 日	129 円
(2) ディスカウント率		3.10%

#### 2. 公募による新株式発行（海外募集）の募集株式の種類及び数

下記 (1) 及び (2) の合計による当社普通株式 140,000,000 株

- (1) 海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 110,000,000 株  
(2) 海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取の権利の対象株式の上限として当社普通株式 30,000,000 株

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

### 3. 今回の調達資金の使途

今回の海外募集による増資の手取概算額合計上限 16,588,312,000 円については、平成 25 年 3 月末までに、フィルム・機能樹脂セグメントにおけるフラットパネルディスプレイ、タッチパネル及び太陽電池バックシート向けの工業用フィルムへの設備投資を主として、産業マテリアルセグメント及びライフサイエンスセグメントにおける設備投資と併せて合計 150 億円を上限として充当し（なお、セグメントごとの上限は、フィルム・機能樹脂セグメント 110 億円、産業マテリアルセグメント 10 億円、ライフサイエンスセグメント 30 億円とする）、残額があれば有利子負債の返済に充当する予定です。

詳細につきましては、平成 23 年 2 月 23 日に公表いたしました「海外募集による新株式発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては国内における募集又は売出しは行われません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。